

証券コード 9854
2024年6月4日

株 主 各 位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号
愛眼株式会社
代表取締役社長 佐々昌俊

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aigan.co.jp/corporate/ir/other/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9854/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「愛眼」又は「コード」に当社証券コード「9854」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（4階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・ ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・ ご来場いただいた株主様へのお飲み物のご用意はございません。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除され、2023年5月に感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、社会経済活動の正常化が一段と進みました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化やイスラエル・パレスチナ地域をめぐる中東情勢の緊迫化に加えて、エネルギー・原材料価格の高騰や円安基調を背景とした物価上昇が続き、消費者マインドの冷え込みが懸念されていましたが、金利や為替動向を含む内外の金融経済情勢の影響を受け、2024年2月下旬に日経平均株価はバブル期以来となる史上最高値を更新したことで、株式・株式投資信託の保有層を中心に、株高による資産収入やマインド改善などを通じて個人消費を押し上げる資産効果も注視されるようになり、個人消費が緩やかな回復に向かう兆候が見えてまいりました。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様の暮らしを、より快適に、より豊かにする企業となることを目指し、安心の技術、納得の商品、気持ちに寄り添うサービスを提供します。」を経営方針として掲げ、「目と耳の健康を守る」ことを社会的な使命と責任と捉え、顧客体験価値の最大化を追求するとともに、アフターコロナの環境下での事業展開を見据えた取り組みを進めてまいりました。また、組織及び人材面では、業務の効率化並びに働き方改革や女性活躍推進などに取り組み、プロアクティブな組織づくりを進めております。

当連結会計年度における経営成績は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の撤廃や感染症法上の5類感染症への変更に伴い、これまでコロナ禍で影響を受けてきた店舗での対面型販売はほぼ平時の状態に戻りつつあり、売上高は14,658百万円（前期比3.2%増）と前期比では増収となったものの、大型商業施設内の店舗を中心に客足の回復がまだ遅く、コロナ禍以前の売上水準に完全には戻っておりません。売上総利益率は、商品仕入コストの上昇、割引セール等の販売戦略や品目別売上構成比の変化などの影響により1.0ポイント減少しました。経費面では、主に人件費等の運営コストの上昇があったものの、店舗照明のLED化による節電、広告宣伝費や改装費用の圧縮など経費コントロールの徹底に努めた結果、販売費

及び一般管理費は10,166百万円（前期比1.8%減）となり、売上高に対する販管費の割合は減少しました。

この結果、営業損失は123百万円（前期は営業損失475百万円）、経常損失は59百万円（前期は経常損失385百万円）、また、特別損失として、減損損失29百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は181百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失803百万円）となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡専門店として長年培ってきた安心で快適な視力・聴力補正技術、高い専門性を要する商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した「愛眼ブランド」の信頼性の向上と認知拡大に取り組んでまいりました。

売上高につきましては、社会経済活動の制限撤廃に伴い人流が戻り、感染状況に左右されないアフターコロナ期への移行が進み、全体では前期比で増収となりました。主力品目のメガネは、前期比で増収を維持し堅調に推移しつつも、コロナ禍以前の売上水準に完全には戻っておりません。準主力品目の補聴器及びサングラスは、行動制限が撤廃され客足の回復が進んだことから、前期比では大幅な増収となっております。

販売促進面につきましては、お客様のニーズに的確に対応し、お客様視点を第一とする商品開発に注力し、素材・機能面において高品質でお客様満足度の高い商品の品揃えの充実を図ってまいりました。同時に、顧客体験を軸としたお客様に選ばれる「愛眼ブランド」の競争優位性を確保するため、ラジオCM、新聞折り込みチラシやDM、雑誌や動画、WEB広告やSNSなど幅広いメディアを活用した複合的な情報発信の強化や店舗特性に合わせたマーケティング施策の強化を通じて、「愛眼ブランド」の認知度向上に努めてまいりました。

店舗につきましては、神奈川県横浜市に1店舗を新規出店し、5店舗を閉店しました。また、既存店の活性化を目的とした改装を8店舗で実施しました。

この結果、売上高は14,250百万円（前期比4.0%増）、セグメント損失は63百万円（前期はセグメント損失381百万円）となりました。

【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、得意先に対する新商品の投入や販売支援に努めるとともに、新規取引先の開拓に取り組んでおります。

この結果、売上高は397百万円（前期比0.4%減）となり、セグメント損失は12百万円（前期はセグメント損失9百万円）となりました。

【海外眼鏡販売事業】

当社連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司は、2022年11月28日開催の取締役会の決議に基づき、現在、現地の法令等に従い、解散及び清算へ向けた諸手続きを進めております。なお、最終の清算終了日は未定であります。

この結果、売上高は10百万円（前期比89.1%減）、セグメント損失は24百万円（前期はセグメント損失44百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額231百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、国内外の経済・金融市場を巡る不確実性がきわめて高い状況が続くことが予想されます。国内においては、好調な企業収益や物価上昇、人手不足感の強まりなどを背景に、春闘での高い賃上げ率の適用が広がり、実質賃金の改善が進み、雇用・所得環境の改善が期待されるほか、株高による資産効果への期待感がある一方で、今後、政府による一連の物価高対策の縮小・終了に加えて、人件費やいわゆる2024年問題の影響による物流コストの増加などを背景とした物価上昇圧力の強い状態が続き、個人消費の低迷に繋がる懸念があるなど、景気の先行きは依然として不透明で厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社は、アフターコロナの環境下での事業展開を見据えた取り組みを引き続き強化し、組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革をさらに推進してまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに的確に対応した商品の品揃えの充実を図るとともに、価値の高い顧客体験を通じて顧客満足度を高め、顧客ロイヤルティを向上させられるように、「愛眼ブランド」に関する最適情報の発信や店舗特性に合わせたマーケティング施策の推進に鋭意取り組んでまいります。店舗におきましては、タブレット端末の活用などDX推進により店舗オペレーションの効率性を高め、お客様との接点を増やすことで、お客様に対する接客・サービスをさらに充実させてまいります。また、アフターコロナへの対応として、通販事業を引き続き見直し、お客様の利便性や新しい生活様式に合致した形態によって、実店舗との連携を深めたネット通販事業の強化にも取り組んでまいります。

人材教育面につきましては、視力・聴力補正技術、商品提案、接客・サービスに関する従来からの従業員向け教育指導に加えて、既に取得済みの「認定眼鏡士」資格から、2022年に創設された国家検定資格の「眼鏡作製技能士」への切り替えを順次進めてまいります。

店舗につきましては、4店舗の新規出店と、既存店の活性化を図るために約18店舗の改装・補修を計画しております。また、出店する商業施設の解体・閉鎖に伴う廃店や不採算店舗の廃店を含め6店舗の閉店を予定しております。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先との深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期)	第64期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	13,562	13,804	14,198	14,658
経常損失(△)(百万円)	△447	△438	△385	△59
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	△557	△690	△803	△181
1株当たり当期純損失(△)(円)	△28.74	△35.59	△41.39	△9.36
総 資 産(百万円)	15,489	14,631	13,991	14,079
純 資 産(百万円)	13,604	12,920	12,144	12,103
1株当たり純資産額(円)	700.99	665.72	625.78	623.67

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (2023年3月期)	第64期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	13,307	13,542	13,969	14,522
経常損失(△)(百万円)	△435	△414	△332	△23
当期純損失(△)(百万円)	△544	△708	△788	△174
1株当たり当期純損失(△)(円)	△28.04	△36.50	△40.64	△8.99
総 資 産(百万円)	15,385	14,503	13,890	14,002
純 資 産(百万円)	13,560	12,852	12,090	12,052
1株当たり純資産額(円)	698.73	662.26	622.96	621.05

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネオック株式会社	64百万円	100.0%	国内における眼鏡小売
北京愛眼眼鏡有限公司	18百万円	100.0%	中華人民共和国における眼鏡販売

(注) 2022年11月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司を解散し、清算することを決議しております。なお、現地の法令等に従い必要な手続きが完了次第、解散及び清算終了となる予定であります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、眼鏡・補聴器・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンを展開しております。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

- ① 当社
 - ・本社：大阪市天王寺区
 - ・店舗：眼鏡店 219店舗
- ② 子会社
 - i ネオック株式会社
 - ・本社：大阪市阿倍野区
 - ・店舗：眼鏡店 5店舗
 - ii 北京愛眼眼鏡有限公司
 - ・本社：中華人民共和国北京市
 - ・店舗：なし

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
702 (388) 名	12名減 (14名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
692 (381) 名	13名減 (12名減)	46歳5ヵ月	21年9ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 21,076,154株
(自己株式1,668,869株を含む)
(3) 株主数 24,425名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 佐 々 興 産	2,138千株	11.02%
愛 眼 共 栄 会	971	5.01
愛 眼 従 業 員 持 株 会	926	4.77
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 (信 託 口)	708	3.65
下 條 三 千 夫	507	2.61
佐 々 栄 治	482	2.49
田 中 修 治	413	2.13
佐 々 善 二 郎	375	1.94
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	329	1.70
佐 々 千 恵 子	321	1.66

(注) 持株比率は、自己株式 (1,668,869株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	下 條 三千夫	
代表取締役社長	佐 々 昌 俊	北京愛眼眼鏡有限公司董事長
取 締 役	菅 野 忠 司	経営企画室長
取 締 役	佐 々 雅 彦	管理本部長
取 締 役	森 重 洋 一	株式会社のぞみ合同会計社代表取締役
取 締 役	山 田 吉 隆	山田吉隆税理士事務所代表
常 勤 監 査 役	叶 雅 文	
監 査 役	吉 岡 一 彦	C O R E 法律事務所代表
監 査 役	明 石 敬 子	

- (注) 1. 2023年6月29日付で、下條三千夫氏は代表取締役社長から代表取締役会長に、佐々昌俊氏は専務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
3. 監査役吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役吉岡一彦氏は、弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役明石敬子氏は、税務署長を歴任した税理士としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、吉岡一彦氏及び明石敬子氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		
		固定報酬	賞与	
取締役	55	55	—	7
監査役	8	8	—	3
合計	64	64	—	10

- (注) 1. 上記の員数及び報酬等の総額に、2023年6月29日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額に、社外役員4名の基本報酬(固定報酬)6百万円を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬の額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名であります。
4. 監査役の基本報酬の額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等
 当社は、取締役会において、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席し意見・助言等を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- ① 基本報酬(金銭報酬)に関する方針
 取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と、株主総会に議案として上程し、決議後の一定の時期に支払われる賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。
- ② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針
 現状では自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入していないが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については当社の置かれている経営環境等を考慮して、今後の検討課題とします。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長佐々昌俊に対し各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬の決定については、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の報酬委員会等の独立した諮問委員会とは必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役森重洋氏は、株式会社のぞみ合同会計社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役山田吉隆氏は、山田吉隆税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉岡一彦氏は、CORE法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役森重洋氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・取締役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席いたしました。税理士としての専門的見地を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、また、監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役明石敬子氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査役会9回全てに出席し、主に税務署長を歴任した税理士としての経験から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人
(2) 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,390	流動負債	1,468
現金及び預金	4,360	支払手形及び買掛金	406
受取手形	8	未払法人税等	157
売掛金	820	契約負債	283
商品及び製品	1,929	賞与引当金	54
原材料及び貯蔵品	22	その他	566
その他	250	固定負債	508
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	107
固定資産	6,689	再評価に係る繰延税金負債	6
有形固定資産	3,017	資産除去債務	313
建物及び構築物	1,044	リース債務	4
土地	1,799	その他	76
その他	173	負債合計	1,976
無形固定資産	18	(純資産の部)	
ソフトウェア	18	株主資本	14,280
その他	0	資本金	5,478
投資その他の資産	3,653	資本剰余金	6,962
投資有価証券	714	利益剰余金	2,891
敷金及び保証金	2,623	自己株式	△1,051
その他	315	その他の包括利益累計額	△2,176
資産合計	14,079	その他有価証券 評価差額金	258
		土地再評価差額金	△2,471
		為替換算調整勘定	35
		純資産合計	12,103
		負債純資産合計	14,079

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		14,658
売 上 原 価		4,615
売 上 総 利 益		10,043
販売費及び一般管理費		10,166
営 業 損 失		123
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	15	
保 険 配 当 金	13	
受 取 家 賃	42	
受 取 保 険 金	1	
固 定 資 産 受 贈 益	23	
助 成 金 収 入	0	
そ の 他	22	120
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損 失	5	
店 舗 閉 鎖 損 失	7	
賃 貸 費 用	24	
支 払 補 償 費	12	
そ の 他	6	56
経 常 損 失		59
特 別 損 失		
減 損 損 失	29	
子 会 社 清 算 損 失	4	33
税金等調整前当期純損失		93
法人税、住民税及び事業税	89	
法 人 税 等 調 整 額	△1	88
当 期 純 損 失		181
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		181

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,161	流動負債	1,451
現金及び預金	4,170	支払手形	83
受取手形	8	買掛金	318
売掛金	816	未払金	324
商品	1,907	未払法人税等	156
貯蔵品	22	契約負債	280
前払費用	99	賞与引当金	54
その他	138	その他	234
貸倒引当金	△1	固定負債	498
固定資産	6,841	繰延税金負債	107
有形固定資産	3,001	再評価に係る繰延税金負債	6
建物	1,016	資産除去債務	304
構築物	19	リース債務	4
工具、器具及び備品	171	その他	75
土地	1,794	負債合計	1,949
無形固定資産	18	(純資産の部)	
ソフトウェア	18	株主資本	14,265
その他	0	資本金	5,478
投資その他の資産	3,820	資本剰余金	6,962
投資有価証券	714	資本準備金	6,962
関係会社株式	191	利益剰余金	2,876
出資金	0	利益準備金	347
関係会社出資金	17	その他利益剰余金	2,528
敷金及び保証金	2,585	別途積立金	4,939
その他	312	繰越利益剰余金	△2,410
資産合計	14,002	自己株式	△1,051
		評価・換算差額等	△2,212
		その他有価証券	
		評価差額金	258
		土地再評価差額金	△2,471
		純資産合計	12,052
		負債純資産合計	14,002

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,522
売 上 原 価		4,599
売 上 総 利 益		9,922
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,025
営 業 損 失		102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	14	
受 取 家 賃 金	40	
受 取 保 険 金	1	
固 定 資 産 受 贈 益	23	
助 成 金 収 入	0	
保 険 配 当 金	13	
そ の 他	24	118
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	5	
店 舗 閉 鎖 損 失	7	
貸 貸 費 用	22	
そ の 他	4	39
経 常 損 失		23
特 別 損 失		
減 損 損 失	29	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	30	
子 会 社 清 算 損	4	64
税 引 前 当 期 純 損 失		87
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88	
法 人 税 等 調 整 額	△1	86
当 期 純 損 失		174

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人と会合を持ちその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見の交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

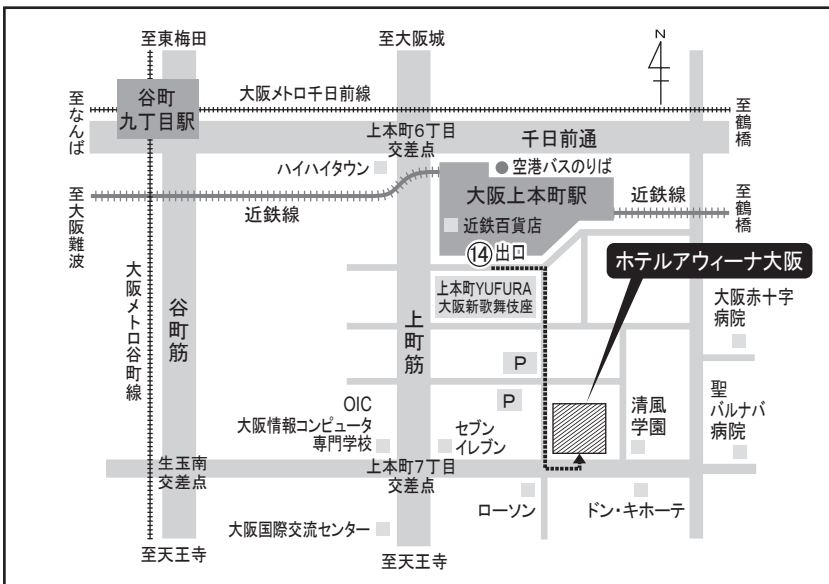
愛眼株式会社 監査役会

常勤監査役	叶	雅	文
監査役(社外監査役)	吉	岡	一彦
監査役(社外監査役)	明	石	敬子

株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」 (4階)
電話 06(6772)1441

- ・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・大阪メトロ<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約10分



(なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからず)
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)